

○宮崎大学の名称使用に関する要項

平成 27 年 9 月 2 日
制 定

改正 平成 31 年 4 月 26 日 令和 3 年 10 月 6 日
令和 4 年 9 月 30 日

(趣旨)

- 第 1 条 この要項は、宮崎大学（以下「本学」という。）の研究成果に基づいて会社等が提供する商品やサービスにおいて本学の名称を表示等する場合に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本学の名称使用については、この要項に定めるもののほか、「宮崎大学における産学連携の成果として生まれた商品の包装、カタログ又はインターネット・ウェブページ等への大学名称表示についてのガイドライン」に定めるところによる。

(遵守事項)

- 第 2 条 本学の名称（関連を想起させる語を含み、単に原産地や生産者の表示その他法令により表示が義務付けられている事項の表示を行う場合を除く。以下同じ。）を商品や広告宣伝媒体等に表示することを希望する者（以下「名称使用希望者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 本学の信用又は品位を損なわないように配慮して使用すること。
 - (2) 商品等の包装、広告等に、本学の研究により得られた科学的知見（以下「知見」という。）を表示する場合には、当該知見を誇張、矮小、曲解、ねつ造、改ざんその他の不適正な表現を用いることなく、適切に記載すること。
 - (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用しないこと。
 - (4) 法令及び公序良俗に反して使用しないこと。
 - (5) 第 4 条の許可を受けた使用内容のみに使用すること。
 - (6) 第 4 条の許可を受けた権利の譲渡又は転貸をしないこと。
- 2 名称使用希望者は、あらかじめ学長の許可を受けなければ、商品等に本学の名称を表示できないものとする。

(名称使用希望者による申請等)

- 第 3 条 学長は、名称使用希望者から本学の名称を使用したい旨の使用願（様式第 1 号）及び同意書（様式第 2 号）の提出があった場合には、研究・産学地域連携推進機構副機構長に内容を審査させ、その審査結果に基づき使用の許可又は不許可を行うものとする。
- 2 名称使用希望者は、使用願及び同意書に次に掲げる書類を添えて申請するものとする。ただし、本学と契約の実績がある場合は、第 1 号及び第 2 号の提出は省略できるものとする。
- (1) 会社の概要等の名称使用希望者の事業内容が確認できる書類
 - (2) 名称使用希望者が法人の場合は定款
 - (3) 本学の名称の表示状況が確認できる完成見本例を記載した書類

(使用許可)

- 第 4 条 学長は、前条の使用願の提出があった場合には、必要に応じて条件を付して、名称使用希望者に対して本学の名称の使用を許可することができる。
- 2 学長は、前項の許可をするときは、使用許可書（様式第 3 号）を名称使用希望者に交付するものとする。
- 3 許可を受けた名称使用希望者は、本学の名称を表示した商品等の販売に際し、当該商品等を本学に提出するものとする。ただし、提出が困難である場合には、当該商品等の写真等を提出するものとする。

(使用許可の制限)

- 第 5 条 学長は、受理した使用願が次の各号のいずれかに該当するときは、本学の名称の使用を許可しないものとする。
- (1) 本学の信用又は品位が傷つけられると認められる場合
 - (2) 商品等の包装、広告等において、知見が適切に記載されていないと認められる場合
 - (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用すると認められる場合
 - (4) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
 - (5) 前各号に掲げる事項が生じるおそれのある場合
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力

団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用すると認められる場合

(7) その他学長が名称の使用を不相当と認めた場合

2 第3条第1項の規定により研究・産学地域連携推進機構副機構長が行う審査は、使用願の内容が前項各号に規定する事項に該当するか否かを基準として実施するものとする。

（許可の取消及び措置）

第6条 学長は、第4条の規定により使用を許可した後、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すものとする。この場合において、学長はその使用の停止及び使用者の責任による使用商品の回収等必要な措置を求めることができる。

(1) 前条第1項各号に掲げる不許可の事由が生じたとき。

(2) 使用願の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(3) その他この要項の定める事項に違反したとき。

（許可を受けていない者に対する措置）

第7条 学長は、第4条に規定する使用許可を受けずに本学の名称を使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止及び使用者の責任による使用商品の回収等必要な措置を求めることができる。

（商品等の卸先の特例措置）

第8条 第4条に規定する使用許可を受けた者が商品等を販売又は提供した相手先が、さらに当該商品等を販売又は提供する場合には、第2条第1項各号の事項を当該相手先に文書で約させることにより、当該相手先は第4条に規定する名称の使用許可を得ないで当該商品等を販売又は提供することができる。この場合において、当該使用の許可を受けた者は、第2条第1項各号の事項を相手先に約させた旨の文書（様式第4号）の写し及び本学の名称の表示状況が確認できる完成見本例を記載した書類を添えて学長に通知するものとする。

附 則

この要項は、平成27年9月2日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月6日から施行し、令和3年9月16日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

受付番号
年 月 日

宮崎大学長 殿

申請者
(住所)
(氏名)
(電話)

印

宮崎大学名称使用願

下記のとおり名称を使用したいので、許可願います。なお、許可されたうへは、名称使用に際し、「宮崎大学の名称使用に関する要項」及び「宮崎大学における産学連携の成果として生まれた商品の包装、カタログ又はインターネット・ウェブページ等への大学名称表示についてのガイドライン」に従います。

記

- 1 目的
- 2 使用方法及び期間(具体的に)
- 3 使用場所
- 4 その他

同意書

宮崎大学長 殿

弊社は、〇〇〇〇（商品名）及びその広告宣伝媒体等に、貴学の名称を表示するにあたり、「宮崎大学の名称使用に関する要項」及び「宮崎大学における産学連携の成果として生まれた商品の包装、カタログ又はインターネット・ウェブページ等への大学名称表示についてのガイドライン」に従い、以下の事項を遵守することに同意します。

- (1) 貴学の信用及び品位を損なわないように配慮して使用します。
- (2) 貴学の研究により得られた科学的知見を、商品等の包装、広告、商品のホームページ又はネットニュースにプレスリリース等で表示する場合には、当該知見を誇張、矮小、曲解、ねつ造、改ざんその他の不適正な表現を用いることで消費者等に誇大又は誤った情報が伝わらないように、適切に記載します。
- (3) 論文等の公開された文献等から引用掲載する場合を除き、技術や結果の説明のため、試験を委託した貴学の部局名や教職員個人の氏名は記載しません。
- (4) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用しません。
- (5) 貴学教職員の顔写真、イラストや映像等は掲載しません。
- (6) 法令及び公序良俗に反して使用しません。
- (7) 使用に際しては、「宮崎大学名称使用許可願」及び表示サンプル（名称の表示状況が確認できる完成見本例を記載した書類：図面でも可）を事前に貴学に提出し、許可を受けた内容のみで使用します。
- (8) 貴学から許可を受けた権利の譲渡又は転貸をしません。
- (9) 貴学からの許可が下りてから使用するとともに、貴学からは正勧告を受けた場合には、速やかにこれに従います。
- (10) 貴学で取得した試験結果を関係会社や下請けなどの提携先に使用させる場合には、自らが負う義務と同等の義務を課したうえで使用させます。その際、弊社の代行により、事前に大学名称の表示状況が確認できる完成見本例を記した表示サンプル及び誓約書（写し）を、貴学に提出します。また、使用状況については、弊社が責任をもって管理・監督いたします。

年 月 日

住 所：
会 社 名：
代表者名：

印

許可番号
年 月 日

殿

宮崎大学長

宮崎大学名称使用許可書

年 月 日付で願出がありました名称使用について、下記のとおり許可いたします。
なお、名称使用に際しては、「宮崎大学の名称使用に関する要項」及び「宮崎大学における産学連携の成果として生まれた商品の包装、カタログ又はインターネット・ウェブページ等への大学名称表示についてのガイドライン」に従い、適切に使用してください。

記

- 1 目的
- 2 使用方法及び期間(具体的に)
- 3 使用場所
- 4 付帯事項

誓約書

（関係会社や下請けなどの提携先から、〇〇社に提出するものです。）

〇〇社 御中

弊社は、〇〇〇〇（商品名）及びその広告宣伝媒体等に宮崎大学の名称を表示するにあたり、「宮崎大学の名称使用に関する要項」及び「宮崎大学における産学連携の成果として生まれた商品の包装、カタログ又はインターネット・ウェブページ等への大学名称表示についてのガイドライン」に従い、以下の事項を遵守します。

- (1) 宮崎大学の信用及び品位を損なわないように配慮して使用します。
- (2) 宮崎大学の研究により得られた科学的知見を商品等の包装、広告等に表示する場合には、当該知見を誇張、矮小、曲解、ねつ造、改ざんその他の不適正な表現を用いることなく、適切に記載します。
- (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用しません。
- (4) 法令及び公序良俗に反して使用しません。
- (5) 〇〇社が宮崎大学から許可を受けた使用内容のみに使用します。
- (6) 〇〇社が宮崎大学から許可を受けた権利の譲渡又は転貸をしません。
- (7) 宮崎大学の内容確認終了後に使用するとともに、宮崎大学から是正勧告を受けた場合は、速やかにこれに従います。
- (8) 〇〇社の代行により、以下の書類を宮崎大学へ提出されることに同意します。
 - ・本誓約書の写し
 - ・名称の表示状況が確認できる完成見本例を記載した書類

年 月 日

住 所：

会 社 名：

代表者名：

印